

第99回安来市議会定例会9月定例会議

島根原子力発電対策調査特別委員会委員長報告

令和3年9月17日

平成29年11月10日開催の本会議において、島根原子力発電所等に関する事項について、調査研究することを目的として島根原子力発電対策調査特別委員会が設置され、精力的な活動を進めてきました。これまで行ってきました活動状況の主なものについて中間報告をいたします。

現在、島根原子力発電所1号機は、廃止措置計画に基づく廃炉措置の第1段階であり、廃炉工事が進んで行くこととなっています。また、2号機は、さる9月15日に原子炉設置変更が許可され、3号機については、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査が実施されている状況であります。

安来市は、市内の80%がUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）であり、島根原子力発電所から30km圏内に位置しています。市民の安全・安心のために安来市の危機管理上の最重要事項として、今まで以上に、国、県、避難先自治体等と緊密な連携を取りながら取り組むことが求められています。

本特別委員会の主な取り組みとしては、次に申し上げる4点について調査を行ってきました。

まず、1点目は、「低レベル放射性廃棄物」や「高レベル放射性廃棄物」または「使用済み燃料」などの放射性廃棄物問題を調査するため、青森県六ヶ所村にあります「日本原燃株式会社 原子燃料サイクル施設」を視察しました。

敷地内には各種の施設があり、その中には新規制基準に基づく工事が行われている施設もありました。「使用済み燃料」や「高レベル放射性廃棄物」、また「低レベル放射性廃棄物」の処理方法について説明を受けましたが、高レベル放射性廃棄物が自然界に存在するレベルまで下がるには、かなり長い期間を要するものであると聞き、改めて国が国策で進めている原子力政策について、国がもっと国民にしっかりと説明すべきであると感じました。

次に、2点目は、安来市が中国電力に申し入れをしている「立地自治体並みの協定締結」についてであります。平成30年3月に、東海第2発電所の稼働及び延長運転にかかる事前了解を、茨城県の6市村が日本原子力発電株式会社と協定を結んだ。という報道があり、この協定は立地自治体だけでなく周辺の自治体も含めた協定となっているということでありましたので、この安全協定の内容や締結に至るまでの状況などについて、協定を結ばれ

ている茨城県の水戸市と那珂市を訪問し調査しました。

水戸市と那珂市では、安全協定の内容や締結に至るまでの状況を伺いましたが、福島第一原子力発電所の事故により多くの避難者があり、これを目の当たりにしておられることから、原子力災害が起これば被害の広域化は避けられない。立地自治体だけでなく周辺自治体も含めた対策を取らないといけないとの判断から、立地自治体の「東海村」からの提案により、首長会議や首長懇談会を設立され、その後、安全協定の締結となったと説明を受けました。また、安全協定の内容としては、「6市村が納得するまで、とことん協議を行うことができる」というものであると説明を受けました。

住民の安全を守るためには、立地自治体と周辺自治体が共通認識を持ち、協議をしていくことの出来る体制を整えることも必要ではないかと感じました。

3点目は、UPZの範囲についてであります。UPZは、原子力施設から概ね30km圏内とされており、安来市の場合は 島根原子力発電所から半径30km圏内をUPZとしています。しかし、滋賀県ではUPZの範囲を独自に設定されていることから、どのような方法で設定されたのかを調査するために、滋賀県高島市を視察しました。

滋賀県高島市は、周辺に4つの原子力発電所があり、安来市とは状況が多少異なるものでありますが、滋賀県が設定したUPZは、気象条件・周辺地形等を考慮し、独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果を踏まえて設定し、原子力災害時には、高島市が防護措置を実施するという説明を受けました。

高島市に最も影響が大きい「大飯」・「美浜」の原子力発電所が同時災害となった際を想定し、UPZの範囲が設定してありました。その結果、原子力発電所から最も遠いところでは43kmとなっているというものでありました。

災害の状況によっては、30km外に大きな影響が及んだ場合の対応も検討しておく必要があるのではないかと感じました。

4点目は、原子力発電所の安全対策についてであります。島根原子力発電所1号機は、廃止措置計画に基づいて廃炉措置の第1段階ですが、廃炉措置が行われており、加えて再稼働している原子力発電所の状況等を調査研究する目的で、美浜原子力発電所、大飯原子力発電所を視察しました。

美浜原子力発電所、大飯原子力発電所は加圧水型原子炉であり、島根原子力発電所の沸騰水型原子炉とは異なる方式の原子炉ではあります。それぞれの方式は一長一短があるということですが、新規制基準に基づく安全対策がとられ再稼働している原発の状況について調査をしました。

美浜原子力発電所は、1号機の廃炉措置が決定し、計画に基づいて工事が進んでい

ましたが、2004年に3号機の2次系配管破損事故により、5名の方が亡くなられ、6名の方が重傷を負われたという説明を受け、構内に安全の誓いの碑がありました。事故を教訓として安全対策には万全を期していると説明を受け、安全に対する意識が高いと感じました。

大飯原子力発電所は、1号機、2号機が廃炉措置を実施中で、3号機、4号機が再稼働中及び定期点検中でありました。廃炉措置に関しては、放射性物質に触れていない部分の解体が始まっており、安全対策を行いながら進めているという説明を受け、順調に進んでいるように感じました。また、実際に稼働中の原子力発電所は、冷却用の海水を取り入れ、冷却後に海に排水をしている状況も見学することができました。

なお、本特別委員会の取り組みとしては、島根原子力発電所における不適切案件についても調査を行っていますが、原子力発電所の安全対策は、設備面のみならず、それを適切に使いこなすための組織・人員体制・教育及び訓練なども重要であり、中国電力株式会社には、協力会社社員も含めた職員の教育や技能訓練などについて、更なる充実強化及び安全意識の向上を図っていただく必要があると考えます。

以上、本特別委員会として調査を行った、主な活動状況を申し上げましたが、原子力政策全般の課題に対しては、今後も継続的に取り組むことが必要であり、本特別委員会は、市民の安全安心のために、適時適切な意見提言に努め、チェック機能を果たしていきたいと考えております。

以上、島根原子力発電対策調査特別委員会委員長報告とします。